

法人市民税の税率

均等割

	資本金	従業員	均等割額
1号法人	以下各号に掲げる法人以外の法人	-	50千円
2号法人	資本金等の額が千万円以下	従業員50人超	120千円
3号法人	資本金等の額が千万円を超え1億円以下	従業員50人以下	130千円
4号法人	資本金等の額が千万円を超え1億円以下	従業員50人超	150千円
5号法人	資本金等の額が1億円を超え10億円以下	従業員50人以下	160千円
6号法人	資本金等の額が1億円を超え10億円以下	従業員50人超	400千円
7号法人	資本金等の額が10億円超	従業員50人以下	410千円
8号法人	資本金等の額が10億円を超え50億円以下	従業員50人超	1,750千円
9号法人	資本金等の額が50億円超	従業員50人超	3,000千円

平成20年4月1日以降に開始する事業年度分より適用

法人税割 課税標準となる法人税額 × 9.7 / 100 平成26年10月1日以降に開始する事業年度分より適用

法人数(各年度7月1日)

区分	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
平成25年度	595	6	96	7	27	2	53	2	3	791
平成26年度	586	6	97	7	27	2	56	1	3	785
平成27年度	583	7	95	8	25	3	54	1	3	779
平成28年度	586	7	94	9	26	3	52	1	3	781
平成29年度	579	7	98	8	25	4	56	1	3	781
平成30年度	581	7	95	9	25	4	52	1	4	778
令和元年度	577	7	97	9	27	4	46	1	4	772

(「課税状況等の調」による)

法人市民税課税状況(各年度7月1日)

区分	法人数	調定額 (千円)	前年度対比 (%)
平成25年度	791	132,177	93.3
平成26年度	785	154,764	117.1
平成27年度	779	144,696	93.5
平成28年度	781	145,975	100.9
平成29年度	781	149,053	102.1
平成30年度	778	146,319	98.2
令和元年度	772	-	-